

山口県指定管理鳥獣捕獲等事業及び山口県広域捕獲活動支援事業に係る プロポーザル応募要領

1 目的

本要領は、山口県指定管理鳥獣捕獲等事業及び山口県広域捕獲活動支援事業を委託する者を決定するための提案の応募について必要な事項を定める。

2 業務の概要

第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の管理目標を達成するため、県西部地域でニホンジカの重点的な捕獲を行う。

3 実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで（捕獲期間は別に定める。）

4 実施区域

山口県指定管理鳥獣捕獲等事業においては、下関市

山口県広域捕獲活動支援事業においては、長門市、美祢市、宇部市、山口市、萩市、山陽小野田市、阿武町

5 委託業務の内容

本要領5～7頁の「仕様書」のとおり

6 予算限度額（消費税及び地方消費税の額を含む）

38,115千円

7 企画提案内容

企画内容については、次のとおり作成し提出すること。

（1）業務の実施体制

- ・事業者の指揮命令系統図等を作成し、実施体制を提案すること。
- ・事業の規模（捕獲に従事する日数、人数等）を提案すること。

（2）業務の内容

次のイ、ロを提案すること。

イ）業務の実施箇所

- ・捕獲目標を達成する上で、適切な捕獲箇所を提案すること。
- ・必要に応じて、捕獲箇所を示した図面を作成すること。

ロ）業務の実施方法

- ・捕獲目標を達成する上で、地域の条件に合った安全かつ効率的な捕獲方法を提案すること。地域毎に捕獲方法が異なる場合には、地域毎に捕獲方法を提案すること。
- ・捕獲個体の処分について、埋設又は自家消費による適切な方法を提案すること。

(3) 安全管理計画

安全に業務を遂行するために、次のイ、ロを提案すること。

イ) 安全管理計画

捕獲作業実施時の事故防止対策について提案すること。

ロ) 緊急時の連絡体制

事故発生時の連絡体制（関係機関、事業管理責任者、現場監督者）を示すこと。

(4) 工程計画

業務計画書の作成から業務完了までの工程を提案すること。（工程表の作成）

なお、工程表において、銃猟及びわな猟で捕獲するための詳細な計画を示すこと。

8 提案の書類

企画提案については、次の書類を作成し、提出するものとする。

(1) 企画提案書

①体裁：A 4（本要領 8～9 頁）

②部数：7 部

(2) 概算見積書

①見積金額等：見積金額は予算限度額の範囲内とし、用紙は A 4 とすること。

②部数：正本を 1 部提出し、複本 7 部を企画提案書の最終頁に添付すること。

(3) 参考資料（法人としての特性等を示す資料）

①体裁：随意（極力 A 4 版）

②記載項目：事業者の概要、類似・同種事業の実績等

9 提案書類の提出方法及び提出期限

「8 提案の書類」に示した資料（企画提案書、概算見積書及び参考資料）を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 1 0 月 2 日（金）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出方法

持参または郵送により提出すること。

(3) 提出先

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県環境生活部自然保護課 自然・野生生物保護班

TEL：083-933-3050 FAX：083-933-3069

10 提案への参加意向確認

本要領に基づく提案への参加意向について、参加表明書（本要領 10 頁）を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和8年9月25日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

持参、郵送またはFAX（FAXで提出の際は提出後に下記連絡先に電話すること。）

(3) 提出先

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県環境生活部自然保護課 自然・野生生物保護班

TEL：083-933-3050 FAX：083-933-3069

11 審査

(1) 審査基準

審査時における評価は、提案書の内容等について、次の項目ごとに審査を行う。

審査項目	配点	評価ポイント
実施体制	5	事業者の指揮命令系統など実施体制は適切か。
	10	事業の規模（捕獲に従事する日数、人数等）は、捕獲目標を達成するのに十分であるか。
業務内容	10	目標頭数を達成する上で、捕獲を行う箇所は適切か。
	10	目標頭数を達成する上で、地域の条件に合った安全かつ効率的な捕獲方法が選定されているか。
	5	捕獲個体の処分方法は適切か。
安全管理計画	10	捕獲作業実施時の事故防止対策は適切か。
	5	事故発生時の連絡体制（関係機関、事業管理責任者、現場代理人）は適切か。
工程計画	10	業務計画書作成から業務完了までの工程は、目標の捕獲頭数を達成するのに適切か。
合計	65	

(2) 審査方法

指定管理鳥獣捕獲等事業審査委員会において、提案書による書面審査を実施し、各審査員の評価点を合計し、60%を超える合計点を得た業者のうち、評価点の合計点が最も高い事業者を最優秀提案者とする。

12 提案者の決定通知等について

- (1) 提案書等の審査により、最優秀提案者1社を決定した後、選定結果を提案者全員に対し、文書により通知する。

- (2) 提出された提案書等は最優秀提案者を決定するための資料であり、事業実施に当たっては、契約の相手方決定後、詳細な仕様書（業務計画書等）を作成し、その仕様に基づき事業を実施する。

13 質問と回答

この要領に関する質問の提出については、次のとおりとする。なお、質問に対する回答については、提案参加者全員に対して行うこととし、回答文書については、この要領を追加又は修正したものとして取り扱う。

- (1) 質問書（本要領 11 頁）の提出期限・提出方法等

令和 8 年 9 月 25 日（金）午後 5 時まで（必着）

持参、郵送または FAX（FAX で提出の際は提出後に下記連絡先に電話すること。）

- (2) 提出

〒753-8501 山口市滝町 1-1

山口県環境生活部自然保護課 自然・野生生物保護班

TEL：083-933-3050 FAX：083-933-3069

- (3) 回答方法

令和 8 年 10 月 2 日（金）までに FAX により回答する。

14 委託契約までの流れ

最優秀提案者においては、下記の事項を行う。

- ・正式見積書の提出
- ・契約の締結

15 その他

- ・提案書の作成など、提案に要する経費は提案者の負担とする。
- ・この要領に基づき提出された提案書類等については返還しない。
- ・期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

仕 様 書

1 業務の目的

第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の管理目標を達成するため、県西部地域でニホンジカの重点的な捕獲を行う。

2 実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで（捕獲期間は別に定める。）

3 実施区域

山口県指定管理鳥獣捕獲等事業においては、下関市

山口県広域捕獲活動支援事業においては、長門市、美祢市、宇部市、山口市、萩市、山陽小野田市、阿武町

4 捕獲目標頭数

山口県指定管理鳥獣捕獲等事業においては、2,350頭

山口県広域捕獲活動支援事業においては、1,500頭（幼獣の捕獲頭数によっては、多少の変動が生じる）

5 捕獲方法

銃猟、わな猟

6 実施内容

（1）事前調査

- ・実施区域内において、ニホンジカの生息状況及び捕獲場所の地形・周辺状況等の必要な調査を行い、捕獲作業を実施する際の基礎データとすること。

（2）捕獲の実施

- ・事前調査に基づき、安全かつ効果的な捕獲を実施すること。
- ・捕獲作業を実施する際には、安全管理規程を遵守し、捕獲従事者や地域住民の安全確保を徹底すること。
- ・捕獲現場では、捕獲従事者及び捕獲以外の作業従事者の作業管理を担う現場監督者を配置すること。
- ・捕獲個体は、埋設又は自家消費により適切に処理すること。
- ・市町からの目撃情報や被害情報に基づき、協議によりわなの移設や地域別の捕獲目標数の変更調整等を実施すること。

（3）実施報告書等の提出

- ・受託者は捕獲時に捕獲頭数・捕獲場所・捕獲方法等の情報を記録し、実施報告書を作成すること。なお、報告様式は受託者と協議の上、別途定めることとする。

- ・実施報告書は月毎に取りまとめ、翌月の5日までに実施区域を管轄する農林(水産)事務所に提出すること。なお、1～3月分の実績については、別途指示する日までに提出すること。
- ・実施報告書の提出時に、農林(水産)事務所において別途定める方法により捕獲個体の確認を受けること。

(4) 業務完了報告書の提出

- ・業務を完了したときは、業務完了報告書(別記様式)を別途指示する日までに県自然保護課に提出すること。なお、業務の完了とは、①山口県指定管理鳥獣捕獲等事業及び山口県広域捕獲活動支援事業の両事業において捕獲目標頭数に達したとき、②捕獲期間が満了したときのいずれかに該当した時点とする。

(5) 法令の遵守

- ・事業の実施に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及びその他関係法令(銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、森林法及び電波法等)を遵守すること。

7 業務計画書の作成

この仕様書を基に業務計画書を作成し、事前に発注者と協議するものとする。

別記様式

令和 年 月 日

山口県知事 様

事業者

業 務 完 了 報 告 書

指定管理鳥獣捕獲等事業及び広域捕獲活動支援事業によるニホンジカ捕獲業務を完了しましたので、下記のとおりその結果を報告します。

記

1 指定管理鳥獣捕獲等事業

実 施 月	捕 獲 頭 数	内 訳	
		銃 猟	わ な 猟
1 1 月			
1 2 月			
1 月			
2 月			
3 月			
合 計			

2 広域捕獲活動支援事業

実 施 月	捕 獲 頭 数	内 訳			
		銃 猟		わ な 猟	
		成 獣	幼 獣	成 獣	幼 獣
1 1 月					
1 2 月					
1 月					
2 月					
3 月					
合 計					

令和 年 月 日

山口県環境生活部自然保護課長 様

住 所
法 人 名
担 当 者
電話・FAX

山口県指定管理鳥獣捕獲等事業及び山口県広域捕獲活動支援事業
プロポーザルに係る企画提案書について

このことについて、別添のとおり提出します。

※提出期限 令和8年10月2日（金）午後5時まで（必着）

1 業務の実施体制

--

2 業務の内容

イ 業務の実施箇所

--

ロ 業務の実施方法

(捕獲方法)
(処分方法)

3 安全管理計画

(安全管理計画)
(緊急時の連絡体制)

4 工程計画

--

令和 年 月 日

参 加 表 明 書

山口県環境生活部自然保護課
自然・野生生物保護班 行
(FAX : 0 8 3 - 9 3 3 - 3 0 6 9)

業務名 山口県指定管理鳥獣捕獲等事業及び

山口県広域捕獲活動支援事業

上記業務のプロポーザル方式に係る手続に参加します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であることを誓約します。

提 案 参 加 者 名	
所 在 地	〒 ー
電 話 番 号	
F A X 番 号	
担当者（職・氏名）	

提出期限 令和8年9月25日（金）午後5時まで（必着）

FAX : 0 8 3 - 9 3 3 - 3 0 6 9

質 問 書

令和 年 月 日

山口県環境生活部自然保護課長 様

住 所
法 人 名
担 当 者

電話・FAX

山口県指定管理鳥獣捕獲等事業及び山口県広域捕獲活動支援事業
プロポーザルに係る質問について

このことについて、下記のとおり質問します。

記

番 号	質 問 内 容

※提出期限 令和8年9月25日（金）午後5時まで（必着）